

ID: 3011

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	適用除外の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
<b>例規名 根拠条項</b>	栃木県屋外広告物条例 第9条第2項		
<b>例規番号</b>	昭和39年栃木県条例第64号		
<b>【基準】</b>			
第9条の規定による。			
第9条 知事は、良好な景観の形成又は風致の維持のため、知事が指定する場所又は施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物については、第3条及び第15条第1項の規定の適用を除外することができる。			
2 前項の適用の除外を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日